

告示

埼玉県告示第三百二十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、あわせて、同令第十条第二項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	百四十号	深谷市黒田字下南原八四一番一地先から大里郡寄居町大字末野字十人小路一五一八番一地先まで
一般国道	百四十号	大里郡寄居町大字末野字十人小路一五一八番一地先から
一般国道	百四十号	秩父郡皆野町大字皆野字大塚一五七番七地先まで
一般国道	百四十号	秩父郡皆野町大字皆野字大塚一五七番七地先から秩父市熊木町五二六番一地先まで
一般国道	二百五十四号	和光市白子二丁目一二五七番三地先から川越市新宿町二丁目二番十地先まで
一般国道	二百五十四号	新座市中野一丁目二六一一番一地先から入間郡三芳町竹間沢東一七番四地先まで
一般国道	四百六十三号	新座市中野一丁目二六一一番一地先から所沢市大字坂之下字若水一七番一地先まで
県道	草加流山線	草加市弁天二丁目五二一番一地先から八潮市大字八條字和ノ村一五二七番二地先まで
県道	足立越谷線	草加市旭町二丁目三四番四地先から越谷市南越谷二丁目八七番一地先まで
県道	越谷川口線	越谷市南越谷一丁目二九三二番二地先から越谷市新越谷二丁目一七番一地先まで

二 指定する期日

令和元年七月三十一日

三 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

イ 交差点における左折又は右折の禁止

(1) 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を左折して第三欄の道路に入ってはならない。

	第一欄	第二欄	第三欄
一般国道二百五十四号	新座市中野二丁目二番	新座市道二十三―六十四号	
新座市道二十三―六十四号	新座市中野二丁目二番	一般国道二百五十四号	
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東六番九	三芳町道竹間沢東五号線	
三芳町道竹間沢東五号線	入間郡三芳町竹間沢東六番九	一般国道二百五十四号	
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東二一番一	三芳町道竹間沢東十五号線	
三芳町道竹間沢東十五号線	入間郡三芳町竹間沢東二一番一	一般国道二百五十四号	
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東七番五	三芳町道幹線二十四号線	
三芳町道幹線二十四号線	入間郡三芳町竹間沢東七番五	一般国道二百五十四号	
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東一七番一	三芳町道竹間沢東十四号線	
三芳町道竹間沢東十四号線	入間郡三芳町竹間沢東一七番一	一般国道二百五十四号	

(2) 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入つてはならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道二百五十四号	新座市中野一丁目(英イ ンター)	一般国道二百五十四号 (富士見市方向の車線 に限る。)
一般国道二百五十四号	新座市中野一丁目(英イ ンター)	一般国道四百六十三号 (所沢市方向の車線に 限る。)
一般国道二百五十四号	新座市中野二丁目二番	新座市道二十三―六十 四号
新座市道二十三―六十 四号	新座市中野二丁目二番	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東 一四番一	三芳町道竹間沢東十二 号線
三芳町道竹間沢東十二 号線	入間郡三芳町竹間沢東 一四番一	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東 六番九	三芳町道竹間沢東五号 線
三芳町道竹間沢東五号 線	入間郡三芳町竹間沢東 六番九	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東 二一番一	三芳町道竹間沢東十五 号線
三芳町道竹間沢東十五 号線	入間郡三芳町竹間沢東 二一番一	一般国道二百五十四号
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東 七番五	三芳町道幹線二十四号 線
三芳町道幹線二十四号 線	入間郡三芳町竹間沢東 七番五	一般国道二百五十四号
三芳町道幹線二十四号 線	入間郡三芳町竹間沢東 七番五	一般国道二百五十四号

一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東一七番一	三芳町道竹間沢東十四号線
三芳町道竹間沢東十四号線	入間郡三芳町竹間沢東一七番一	一般国道二百五十四号

ロ 交差点における左折又は右折に当たつての誘導

(1) 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道二百五十四号	新座市中野二丁目二番	新座市道二十三―六〇号線
一般国道二百五十四号	入間郡三芳町竹間沢東一四番一	三芳町道竹間沢東十二号線
県道草加流山線	草加市青柳町一二四五番	草加市道二千二十四号線
県道草加流山線	草加市青柳町四六四〇番	草加市道四万十三号線
県道草加流山線	草加市青柳町四六四〇番	県道草加流山線
草加市道四万十四号線	草加市青柳一丁目	草加市道四万十四号線
草加市道千十五号線	草加市青柳一丁目（工業団地前）	県道草加流山線
県道足立越谷線	越谷市南越谷一丁目（南越谷一丁目）	県道越谷川口線

県道越谷川口線	越谷市南越谷一丁目（南越谷一丁目）	県道足立越谷線
草加市道二千二十四号線	草加市青柳町一二四五番	県道草加流山線

(2) 第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
県道草加流山線	草加市青柳町四六四〇番	草加市道四万十三号線
草加市道四万十三号線	草加市青柳町四六四〇番	県道草加流山線
県道草加流山線	草加市青柳一丁目	草加市道四万十四号線
草加市道四万十四号線	草加市青柳一丁目	県道草加流山線

ハ 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と同時に通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。